

京都市告示第268号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を決定し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和4年7月27日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道
供用開始の期日 告示の日
路線名及び道路の区域

路線名	区間	延長	敷地の幅員
久世100号線	南区久世築山町7番地の1地先から 同区久世大築町195番地の1地先まで	メートル 83.50	メートル 5.90 ~ 7.90
	南区久世大築町195番地の1地先から 同町178番地の1地先まで	17.30	6.05 ~ 7.05

(建設局土木管理部道路明示課)